

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当受給資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和2年4月13日付けで行った障害児福祉手当受給資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

聴覚障害において、重度難聴用の補聴器での装用効果がみられないため、人工内耳の手術をした。人工内耳を外してしまえば聴こえないのであるから、本件処分は不当である。

また、認定基準第二・2・(1)・イに示されている「重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。」という点については、現在もその状態が変わるわけではなく、重度難聴用の補聴器を用いても全く音声を識別できない状態であるから人工内耳の手術を受けたのであり、法施行令別表第1・2号が定める「両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別すること

ができない程度のもの」という状態であるのに変わりはなく該当しない状態となったわけではないので、本件処分は適法かつ妥当、という弁解は成り立たない。

さらに、弁明書事務連絡（後記第6・1・(3)の都通知）の障害程度認定基準についてという点についても、あくまでも解釈であり、根拠規定にある状態であるのに変わりはないので、本件処分が違法であることには変わりはない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月6日	諮問
令和2年11月5日	審議（第48回第3部会）
令和2年11月26日	審議（第49回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 障害児福祉手当の支給要件

法17条は、市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、本件手当を支給するものとしている。法2条2項によれば、重度障害児とは、障害児（20歳未満であって法2条5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者）のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

(2) 認定の基準

法施行令 1 条 1 項は、法 2 条 2 項に規定する「政令で定める程度の重度の障害の状態」は、法施行令別表第 1（別紙 2）に定めるとおりとしている。また、法施行令 1 条 3 項は、聴覚障害に関して、法 2 条 5 項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、次のとおりとしている（法施行令別表第 3）。

ア 1 級 両耳の聴力レベルが 1 0 0 デシベル以上のもの

イ 2 級 両耳の聴力レベルが 9 0 デシベル以上のもの

(3) 聴覚障害についての認定基準の解釈

そして、聴覚障害の認定の基準としては、認定基準のほかに、「障害児福祉手当における障害程度認定基準について（聴覚障害）」（平成 3 1 年 1 月 1 0 日付事務連絡心障センター調整課長通知。以下「都通知」という。）がある。都通知は、障害児福祉手当における聴覚障害の認定基準について厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係に照会した結果に基づき、各区市・支庁・西多摩福祉事務所の特別障害者手当等主管課長宛てに通知したもので、障害程度認定基準（聴覚障害）の解釈について、次のとおりとしている。

ア 聴力検査は、補聴器及び人工内耳の電源を切った状態で実施する。ただし、補聴器及び人工内耳の電源を入れた状態で音声を識別できる程度である場合は基準を満たさず非該当となる。

イ 障害児福祉手当の認定診断書（聴覚障害用）の「⑨聴力検査成績(1)純音聴力」欄については、補聴器及び人工内耳の電源を切った状態の測定結果を記入する。併せて、「⑩重度難聴用の補聴器の使用効果」欄又は「⑪備考」欄に補聴器及び人工内耳の電源を入れた状態が分かるよう記載すること。

(4) 支給の認定

法 19 条は、本件手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、本件手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。また、省令 2 条は、本件手当の受給資格についての認定の請求は、省令様式第 1 号に定める障害児福祉手当認定請求書に、受給資格者が重度障害児であることに関する医師の診断書等を添えて、市長に提出することによって行わなければならないとしている。

(5) 受給資格の喪失

法 26 条において準用する法 5 条の 2 第 1 項は、本件手当の支給は、受給資格者が法 5 条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、本件手当を支給すべき事由が消滅した月で終わるとしている。

法に基づく特別児童扶養手当においては、有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときは、診断書作成日をもって受給資格を喪失させるとしている（「特別児童扶養手当に関する疑義について」（平成 28 年 6 月 15 日付障企発 0615 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）第 4・問 2・答）ところ、特別児童扶養手当は、本件手当とともに法を支給の根拠としているものであり、特別児童扶養手当に係る解釈取扱いは、本件手当の取扱いにおいても適用されるものと解される。

そして、省令 11 条は、市長は、本件手当の支給を受けている者の受給資格が消滅したときは、その者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

本件診断書によれば、請求人は、両側先天性感音難聴を有していることが認められる（別紙 1・④）。

また、聴力検査は補聴器及び人工内耳の電源を切った状態で実施すべきとされ（１・（３）・ア）、本件診断書の「⑨聴力検査成績（１）純音聴力」欄は、補聴器及び人工内耳の電源を切った状態の測定結果を記入すべきとされるるところ（１・（３）・イ）、本件診断書によれば、補聴器及び人工内耳を使用しない状況での聴力レベルは左右ともに、５００Ｈｚでは「＞１０５ｄＢ」、１０００Ｈｚ及び２０００Ｈｚではいずれも「＞１１０ｄＢ」であることが認められる（別紙１・⑨・（１））。

さらに、本件診断書の「⑩重度難聴用の補聴器の使用効果」欄又は「⑪備考欄」に、補聴器及び人工内耳の電源を入れた状態が分かるよう記載すべきとされるるところ（１・（３）・イ）、本件診断書によれば、請求人は、重度難聴用補聴器をつけて言語聴覚訓練を行っても、反応が得られないため（別紙１・⑨・（１））、重度難聴用補聴器の使用効果はないこと（別紙１・⑪）、そして、２０１９年２月１９日に両耳に人工内耳埋込術を施しており（別紙１・⑨・（１））、その結果、人工内耳を両耳装用すれば、音声の認識は可能となる（別紙１・⑪）と記載されていることが認められる。

そうすると、請求人は、両側先天性感音難聴を有しているものの、人工内耳の電源を入れた状態で音声を識別できる程度である場合は基準を満たさず非該当となるため、聴覚障害に係る認定基準には該当しないとなるとされていることから（１・（３）・ア）、請求人の障害の程度については、法施行令別表第１（別紙２）にいう「両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの」に該当するとは認められない。

したがって、請求人は、重度障害児の状態にあるとは認めることはできず、人工内耳の施術の結果、本件手当の受給要件に該当しなくなったものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人は、第３のとおり、重度難聴用の補聴器を用いても全く音

声を識別できない状態であるから人工内耳の手術を受けたのであり、人工内耳を外したら聴こえないのであるから、本件処分は違法又は不当である旨主張する。

しかし、請求人の障害の程度については、法施行令別表第1に該当しないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分を違法又は不当であるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)